

## 統計調査と負担軽減

● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

統計調査を行えば、調査対象となった個人又は法人は、自計又は他計の形で調査に協力する。その協力を得なければ調査はできないわけで、調査客体に一定の負担をおかけして始めて統計ができる。近年、調査客体のうち、企業、事業所から類似したり、重複している統計調査についてその改善を求める声が強まっている。一体、企業、事業所にどの位の負担がかかっているのであろうか。昭和26年に統計委員会事務局が民間に委託して調査した結果では、京浜地区所在の66社における報告負担量は、平均1日1通で、そのうちの86%が用紙の調達までが報告者の負担となっていた。また、報告のための人件費は1企業平均年間300万円近いことが明らかとなった。(その後、こうした状況を受けて統計報告調整法が昭和27年に成立了。)

最近の調査では、昭和57年に行政管理庁が財全国統計協会連合会に委託して行ったアンケート調査(1部上場会社500社のうち、170社から回答を収集)があるが、それによると、昭和57年8月の1か月間で1社平均13.9件(報告様式ベース)で、これを収集者が民間の場合と行政機関の場合に区分すると前者が4.1件、後者が9.8件と行政機関からのものが倍以上となっている。また、行政機関からのものを統計報告(統計法又は統計報告調整法に基づく報告)と業務報告(許認可に基づいて収集する報告)に区分してみると、前者が5.0件、後者が4.8件とやや統計報告が多くなっている。

また、更に統計報告(5.0件)を指定統計、承認統

計、届出統計別に区分すると、指定が2.4件、承認が1.9件、届出が0.7件となっている。8月1か月だけの調査であるので他の月ではどうか、年間を通じてはどうかという疑問が残るが、8月1か月としては上記のような傾向であった。<sup>おもろば</sup>に言って、統計報告：業務報告：民間収集報告の割合は、やや統計報告が多いものの1：1：1となっているとみられる。民間企業が言っている報告類には、統計報告以外も含まれていること、しかも許認可権限に基づく業務報告や民間(多くは銀行及び経済関係の新聞・出版社)からの調査がそれぞれ同じ位あるということである。報告する企業にしてみれば、民間からの調査に対しても、対等の立場であり、応ずるか否かは自由である。許認可に係る報告については利害が直接絡むだけに中々ノーネットとは言えない。そこで目の敵となるのが統計報告になっているのではないかという気がしないでもない。

だからと言って、統計報告に係る負担軽減を怠るつもりは全くない。統計法は第1条で統計調査の重複を除くことを一つの目的としており、また、統計報告調整法はまさに統計報告の収集について必要な調整を行い、もって統計作成に伴う負担軽減を図ることを目的としている法律である。したがって、我々の業務の中でも統計調査に伴う調査客体の負担軽減は最も重要な行政課題である。

アメリカでは、昭和17年に「連邦報告法」が制定され、10人以上を対象とする報告類をOMB(大統領府行政管理予算局)が管理するレポート・コン

総務庁統計局統計基準部

統計企画課長

加藤雅夫

トロールの制度が運用されてきたが、昭和55年に新たにペーパーワーク削減法が制定され、連邦行政機関は、個人、企業、州その他の組織体からデータを収集しようとする時はOMBの承認を得ることが義務付けられている（勿論、統計報告のみならずあらゆるデータの収集が対象となっている）。承認に当たっては、①当該データの必要性②既存の収集データとの重複の有無③国民に不当に負担を課していないか等が承認の基準となっている。昭和58年末まで法律上25%のペーパーワークを削減することが目標とされていたが、これを上回る32%の削減を達成しており、昭和61年の法律改正後は年5%の負担を削減するという目標が設定されている。なお、このペーパーワークの削減はペーパーの“枚数”ではなく、報告者の報告書を受理してから内容を理解し、記入し、提出するまでの“時間の総量”が対象となっている。

我が国では、統計法、統計報告調整法に基づき審査業務を通じて重複排除や負担軽減に努めているところであるが、行政改革の観点からこれまで3度統計調査の簡素合理化等を進めてきた。最初が55年行革に基づくもので、昭和54年度及び55年度の2か年で63の統計調査について統廃合等を実施した。次に59行革大綱に基づき59年度から3か年間で約2割（115調査）について統廃合等を実施した。更に昭和63年12月の「規制緩和推進要綱」に基づき、平成元年12月に各省庁間で申し合わせを行い、各省庁が所管の統計調査について5年毎に見直しを行い国民負担の軽減を図ることとした。

この申し合わせでは、いつ、どのような見直しを行うかが明らかでなかったことから各省庁における見直しが必ずしも計画的に行われたとは言い難かった。こうした反省の上に立って、更に一層の負担軽減を図る観点から平成6年2月の行革大綱に基づき、各省庁間で新たな申し合わせを行い、各省庁が平成7年度からの5か年間に所管する統計調査に係る見直し計画を策定し、計画的に統計調査の見直しを行っていくこととした。この新たなシステムによって統計調査に係る負担軽減が一層促進され、国民の統計調査に対する協力が得られやすい環境作りの一助となることを期待している。と同時に、時代の変化に対応した新たな統計を整備していくためにも、既存の統計調査の見直しは必要である。

なお、各省庁間の調整が必要な統計調査については別途の調整が必要になるほか、都道府県において実施されている届出統計調査に係る負担軽減をどうするかという問題が残されている。これらについては、新「統計行政の中・長期構想」の検討の中で議論される必要があると考える。

